みやぎ税務会計事務所通信

≪ 2021 年 5 月 ≫

MIYAGI TAX & ACCOUNTING OFFICE

税務の話題　「源泉所得税」の徴収義務

「源泉所得税」＝ 毎月の給与から引くもの！
というイメージがあると思いますが、実は給与の他にも、事業者が個人へ支払いをする際には、その支払額に応じた所得税を預かり（源泉徴収）、税務署へ納付する義務のある支払いがあります。

源泉徴収は“義務”です。徴収をしていない場合も、納める義務は発生します。
必要となる支払いをきちんと確認しておきましょう！

～ 報酬・料金に関する源泉徴収の流れ ～

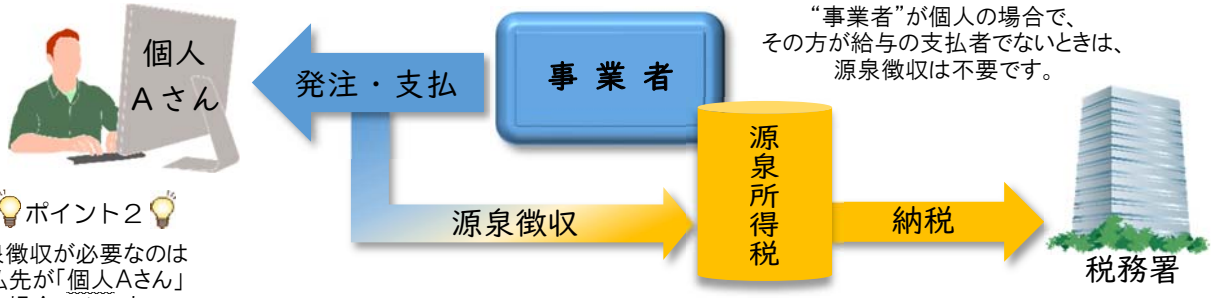

ポイント１
“事業者”が個人の場合で、その方が給与の支払者でないときは、源泉徴収は不要です。

ポイント２
源泉徴収が必要なのは支払先が「個人Aさん」の場合のみです。
同じ業務内容でも法人に対する支払い時は源泉徴収は不要です。

ポイント３
簡単に言うと、源泉徴収は、「個人Aさん」の所得税を事業者が代わって仮払いする制度です。

「個人Aさん」は確定申告の際に、源泉徴収された税額を（既に納めた所得税額として）申告し、所得税額の精算をすることになるのです。

源泉徴収が必要な支払内容（一部抜粋）
原稿料
デザインの報酬 広告・ポスター等のデザイン、室内装飾、ショーウィンドー・展示会場の装飾　など
挿絵・写真の報酬 雑誌、広告等印刷物に掲載するためのもの
講演の報酬・料金
翻訳・通訳の料金
一時に支払われる契約金 雇用契約締結による支度金・移転料　など

税率
支払額 × 10.21% ただし、支払額が100万円を超える場合、超える部分は20.42%。

納期限
支払った月の翌月１０日

これらも、所得税法に規定されている報酬・料金の一部です。
個人の方へのお支払いの場合は、必ず内容をご確認ください！

遠距離限定！オンライン顧問契約プラン実施中！　みやぎ税務会計事務所　ラクホＳ